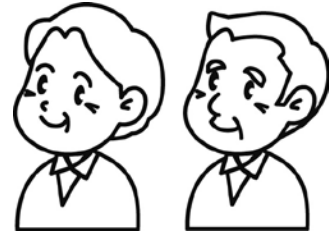


# 後期高齢者医療の主な給付制度について

後期高齢者医療で受けられる主な給付は次のとおりです。それぞれ該当がある場合は、高齢福祉担当へお問い合わせください。



## ■補装具を製作したとき

医師が必要と認めた治療用装具(コルセット・義足など)の購入費用のうち、自己負担分を除いた額を給付します。

## ■病院に支払う医療費が高額になったとき(高額療養費)

1カ月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた額を給付します。

## ■入院したとき(食事代)

入院中の食事にかかる費用のうち、一部(標準負担額)を被保険者の方々に負担していただき、残金を後期高齢者医療制度において負担します。

### 【高額療養費の限度額及び入院時食事代】

所得区分	自己負担限度額		食事療養標準負担額 (1食あたり)
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯合算)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ※注1	260円
一般	12,000円	44,400円	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	90日まで210円 90日超160円 ※注2
低所得Ⅰ		15,000円	

※注1 過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降は限度額が44,400円になります。

※注2 過去12カ月の入院日数に応じて食事代が変わります。

住民税非課税世帯の方は、入院の際に自己負担限度額と食事療養標準負担額が減額される制度があります。制度を利用される方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。

## ■医療費と介護サービス費が共に高額になったとき(高額医療・高額介護合算療養費)

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員の、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合にその超えた金額を給付します。

## ■被保険者が亡くなったとき

葬祭費として5万円を給付します。